

グリーン熱認証料金規定

本料金規定は、一般財団法人日本品質保証機構（以下「機構」という。）が実施するグリーンエネルギー認証業務におけるグリーン熱量認証の料金内容を規定するものである。

1. 適用

料金の適用は、熱設備認定申請日、熱量認証申請日、契約日およびマーク使用日を基準とする。

2. 料金構成

料金は以下のとおりとする。

熱量認証申請料	電力量認証申請された熱量に単価を乗じた料金。
設備認定申請料	熱設備認定申請された設備容量に単価を乗じた料金。
年間登録料	証書発行事業者 1 団体あたりの年間登録料。 なお、新規に発行事業者として登録した場合、当該年度の年間登録料は、新規申請者審査料を差し引いた額とする。
認証機関マーク使用料	四半期ごとのグリーン熱証書の発行状況報告に基づき、グリーン熱証書発行熱量に単価を乗じた料金。
新規申請者審査料	機構と契約していない事業者からの申請について、証書発行事業者としての適格性審査を行うための料金。

3. 料金単価表

太陽熱における料金単価表は以下のとおりとする。

熱量認証申請料	0.006 円/MJ
太陽熱設備認定申請料	5 円/m ² （太陽熱集熱面積）
年間登録料（太陽熱認定設備なし）	10 万円/団体
年間登録料（太陽熱認定設備登録累計 2,000 m ² まで）	20 万円/団体
年間登録料（太陽熱認定設備登録累計 2,000 m ² 超）	40 万円/団体
認証機関マーク使用料	0.014 円/MJ
新規申請者審査料	10 万円/件

上記料金単価には、消費税および地方消費税を含まない。

雪氷エネルギーにおける料金単価表は以下のとおりとする。

熱量認証申請料	0.006 円/MJ
雪氷エネルギー設備認定申請料	2 円/t（設計貯雪氷量）
年間登録料（雪氷エネルギー認定設備なし）	10 万円/団体
年間登録料（雪氷エネルギー認定設備登録累計 15,000 t まで）	20 万円/団体
年間登録料（雪氷エネルギー認定設備登録累計 15,000 t 超）	40 万円/団体

認証機関マーク使用料	0.014 円/MJ
新規申請者審査料	10 万円/件

上記料金単価には、消費税および地方消費税を含まない。

バイオマス熱における料金単価表は以下のとおりとする。(1 kWh=860 kcal=3.6 MJ 換算)

熱量認証申請料	0.006 円/MJ
バイオマス熱設備認定申請料	10 円/kW (熱出力)
年間登録料 (バイオマス熱認定設備なし)	10 万円/団体
年間登録料 (バイオマス熱認定設備登録累計 1,000 kW まで)	20 万円/団体
年間登録料 (バイオマス熱認定設備登録累計 1,000 kW 超)	40 万円/団体
認証機関マーク使用料	0.014 円/MJ
新規申請者審査料	10 万円/件

上記料金単価には、消費税および地方消費税を含まない。

4. 請求金額の計算

機構は、毎四半期末に、熱量認証申請料、備認定申請料、認証機関マーク使用料のそれぞれについて、各料金第3項に基づき計算される金額に、請求書発行時の消費税および地方消費税の税率を乗じた金額(小数点以下切り捨て)を請求するものとする。新規申請者審査料については、申し込み受け付け時に、第3項に基づく金額に請求書発行時の消費税および地方消費税の税率を乗じた金額(小数点以下切り捨て)を請求するものとする。年間登録料については、毎年4月1日の設備認定状況に応じて第3項に基づいて計算される金額に、請求書発行時の消費税および地方消費税の税率を乗じた金額(小数点以下切り捨て)を6月末に請求するものとする。

5. 支払い方法

申請者への料金の請求は毎四半期末に行うものとし、別途定めのない限り、請求書発行から30日以内に機構指定の口座に料金を支払わなければならない。支払いが遅延した場合は必要な措置を講ずる。なお、支払い手数料は支払い者が負担する。

6. 料金規定の改定

本料金規定については、機構の業務量・収支状況や認証熱量等を考慮した上で、作成するものとする。本料金規定の改定内容は、申請者会合に報告する。

7. 現地調査費用の請求ならびに支払い

- (1) 機構が現地調査を実施する場合は、原則2名とする。また、現地調査後は申請者に対して、費用を請求できるものとする。なお、専門家が同行した場合においても、同様に請求できるものとする。
- (2) 請求金額は、機構が別途定めた規程に基づく金額とする。
- (3) 金額の請求は、現地調査終了後、機構が金額を確定し、申請者に対して請求書にて通知するものとする。

(4) 金額の支払いは、請求書に記載された振込み期日までに指定する銀行口座に支払うものとする。なお、銀行口座支払いに伴う手数料については、申請者の負担とする。

8. 現地調査時における専門家への謝金の支払い

- (1) 専門家が同行した場合は、機構は申請者に対し謝金を請求できるものとする。ただし、謝金を請求する場合には、機構が別途定めた規定で定める日当は請求しないものとする。
- (2) 謝金額については、当該年度の委員謝金と同額とする。
- (3) 金額の請求および支払いならびに支払いに伴う手数料については、前条第3項および第4項の定めによるものとする。

以上

附 則(2018年8月1日制定)

1. この規定は、2018年8月1日より施行する。

附 則(2019年3月11日改定)

1. この規定は、2019年4月1日より施行する。

附 則(2020年6月23日改定)

1. この規定は、2020年6月23日より施行する。

附 則(2023年11月1日改定)

1. この規定は、2023年11月1日より施行する。

補足

改訂3版の主な改訂内容		
ページ	項目	内容
2	7. (1) ~ (4)	● 現地調査実施時の費用等に関する規定を追記した。
3	8. (1) ~ (3)	● 現地調査への専門家同行における費用等に関する規定を追記した。